

## 商店街次世代リーダー育成セミナー



### ■ 講演「商店街次世代リーダーへの期待」

青森市街づくりあきんど隊長 加藤 博氏

日時：平成21年5月14日 14:00～16:00

場所：奈良商工会議所5階大ホール

参加者 85名

主催：奈良県

奈良県では、商店街活性化に意欲的に取り組む人材を育成するため、第一弾として、先進地から現場リーダーを招き、「商店街次世代リーダー育成セミナー」を開催しました。

### 【国のコンパクトシティ構想への評価】

- ・これからどんどん人が減っていく時代。まちが衰退しないはずがない状況。そんな中で、国がコンパクトシティ構想を打ち出したことをまず高く評価したい。

### 【青森県、青森市の現状】

- ・青森県では、約23年前の青函連絡船廃止から衰退がはじまった。それでも約10年前までは公共事業も多く工場も立地してきたが、現在は公共事業は半減、工場は海外進出のうえ、人口減少という状況。
- ・青森県は立地条件としても恵まれていない。青森市の新町商店街は青森では一等地であるが、それでも空き店舗は増加している。
- ・青森市の中心市街地活性化基本計画を策定した際の数値目標で、「歩行者通行量」「年間観光施設入込客数」「夜間人口」「空き地・空き店舗率」「小売業年間商品販売額」の5つを出している。空き店舗以外の指標については、「歩行者通行量」「夜間人口」は増加。定住人口を増やしていこうという数値目標を出した。高齢者向けのマンションはほとんど埋まっている。観光客はまだ数値としてでていないが増加見込みとなっている。しかし、「小売業年間商品販売額」

は横ばい状態。なぜ様々な対策をしているのに販売額が横ばいなのかという方もいるが、何ら対策をしていない場合には販売額は半減してもおかしくないことを考慮すべき。「一割売り上げが落ちると三割魅力が減少する」という話もある。

- ・今回、20年間ともにやってきた元市長が選挙で敗戦した。元市長の選挙の議論はコンパクトシティだが、人口の9割が中心市街地にいない。有権者は都市政策やまちづくりよりも利便性を重視。コンパクトシティは20年やったんだからもういいでしょうと。
- ・新町は、そういった状況下、何とか戦い続けている。元気を出してやっていかないと続かない。

### 【次世代を育てる】

- ・商店街が存在価値を高めていくこと。そのためには共有財産などもうまく活用し、商業者が若い次世代を育てながら頑張らないといけない。
- ・現在、地方都市における商店街の店主の平均年齢は67歳。生き残るためには次世代を育てることが重要。

### 【商店街の存在価値】

- ・人口は、これから、どんどん減っていくのだから、商店街という存在価値を高めていくことが必要。そうしてはじめて売上が付いてくる。

これからの時代の商店街の存在価値とは何か。新町商店街では“高齢者に対応した、コミュニティの場としての価値”と定めている。少子高齢化の時代、



みんなが車で動けるのか。歩いていける範囲での買い物やコミュニティの場が求められる。徒歩圏内の生活を必要とする。つまり少子高齢化という状況に対応できるのは商店街である。商店街は買い物の場というだけでなく、コミュニティの場でもあるということをアピールしないとイケない。

- ・中心部に西部百貨店や西友、サティ、ビブレなどが生き残っているところは、まだ売上がそれだけあるということであり、地域力がある。商店街はこれらの中心部の大型店と一緒に頑張る必要がある。中心部の大型店は共有財産である。
- ・大型店の出店時には反対をしていた人が、今は大型店が撤退する際に反対する時代。

#### 【コンパクトシティの意味】

- ・間違えないでほしいことは、「コンパクトシティ」は「中心市街地と商店街の活性化」ではないということ。「コンパクトシティ」とはこれからの少子高齢化時代をふまえた50～100年間を見据えた都市施策であり、地域・自然環境などによって様々な対策を考えるもの。行政が民間とも協力して行っていくべきことである。
- ・一方、中心市街地の衰退というのは人口と公共施設がスプロール化（郊外へのシフト）したことが原因であり、これからのぎわいを取り戻すためには「ウォークアブルタウン」→「歩いて暮らせる」「福祉対応型商店街」とするべき。

#### 【青森市新町商店街の取組など】

- ・人口の郊外シフトがおこり、公共施設、県立総合病院なども郊外へ移転したのを取り戻すために、歩き回れる商店街のために、福祉対応型商店街という切り口で進めてきた。現在、新町には、図書館も大型店も商店街もある。
- ・青森のゾーニングは、“インナー” “ミッドラー” “アウト

ター”と分かれている。行政とともに、現場にいる商店街は何をすべきかを考えてきた。

- ・とにかく、店主はどんどん議論をするべき。時間というリスク、お金のリスクを取りたくないため、議論の深掘りをせず、途中でやめてしまう商店街が多い。
- ・商店街が考える活性化と、利用客が商店街に望んでいる活性化は違うということを認識すべき。一般的に商店街はアーケードや街路・歩道の整備、商品の質の向上などが必要と思っているが、利用客は宅配事業や声をかけてくれるなどコミュニティの場を求めている。
- ・青森市の中心部では、このほど立体駐車場と温泉・足湯などを一体化した施設ができた。これは高齢者を中心としたまちなかの茶話会（情報交換会）がきっかけと聞いている。色々な情報を交換することが大事。
- ・まちづくりは「継続」が重要である。3年間限りの補助金事業や1年限りのイベントのみではダメ。長い時間をかけて行わないと伝わらない。そのときだけ考えればいいというのではなく、継続していく中で、少しずつ変化が出てくる。
- ・まちづくりは今は「女性」の視点が絶対に重要。買い物の決定権は通常女性が握っている。
- ・かつて商店街振興ではチャレンジショップが流行っていたが、管理運営する人がおらずにどんどん衰退した。チャレンジショップには管理運営する人が不可欠である。そのため、新町では管理運営のための組織（（有）PMO）を立ち上げ、支援しているところ。
- ・新町商店街での取り組みで、毎年5月に春フェスティバルというお祭りをやっている。イベント費の回収のためフェスティバルのパンフレットを300円で販売している。そこではよさこいを踊る。今回は浅草のサンバも参加し、好評だった。
- ・まちなかプレミアム大作戦として、セール部会を必ずつくっている。当たるものは、期間限定のお買い物券など。
- ・また、今年は定額給付金の関連で青森市が「プレミアム付き商品券」を発行したが、これを黙っていたら全て郊外店で消費されるという危機感もあり、1000円商品券で買い物をしたら一つシールを渡

す→5枚で一回抽選できる→抽選では合計 1500 人に 3000 円商品券、1000 円商品券、入浴券があたる、というイベントを行った。抽選の参加者は近年 H18 年 5000 人→5600 人→7500 人→今年 19000 人と増加。これは関心を持たれているということ。即売り上げが伸びるというわけではないが、まず「お客に興味を持ってもらう」ということが重要。

- ・青森市での他の取り組みとしては、一店逸品運動、お店回りツアー、大学連携でのゴミ集め、NPO 連携でのお買い物の荷物宅配サービス、共通無料駐車券、など。お店回りは転勤者にも好評。募集してもすぐに満員。
- ・また、お年寄りは 100m も歩けば疲れて座りたくな

ることから、ベンチをたくさん設置し、水飲み場も 2カ所設置している。お年寄りが歩ける範囲で全てがまかなえるまちを目指している。

- ・最近では、農家との連携事業として、農家の産直市をしている。20~30 の農家が集まってくる。
- ・まちなかには「食品スーパー」が必要。食べ物を買うところがないと人は住まない。必須である。
- ・認識してもらいたいことは「中心市街地活性化」は行政が 100%負担してできるものではない。商店街も照明の維持管理やその他安全安心という面でもかなりの負担をする必要がある。そこで、これらの負担をまかなうためにも稼ぐことも考えていく。
- ・新町の商店街の会費は、年間約 1 億 2 千万円。間口割の会費は、32 年間一円も落とさなかった。

## 総額 100 億円を超える商店街対策がいよいよ 商店街新法(地域商店街活性化法案)による 支援が始まります

経済産業省は、商店街が全国的に疲弊し地域経済の存亡に関わる事態となっていることを憂慮し、地域の魅力を発信する「商店街ならではの」取り組みなど、総合的に商店街を活性化するための支援を行うため、今国会に「地域商店街活性化法案」を提出していますが、この内容についてとくにご紹介いたします。



### 1. 制度の仕組み

#### ○基本方針の策定

- 経済産業大臣が、商店街活性化事業の促進の意義や基本的な方向等を示した方針を策定する。

商店街活性化事業とは、商店街への来街者を増加させ、顧客の増加や事業拡大を図るために、商店街振興組合や事業協同組合等が地域住民のために行う事業活動。

#### ○事業計画の作成（商店街振興組合等）

- 組合等が商店街において地域住民の生活に関する需要に応じて実施する商店街活性化のための事業を計画。

空き店舗を活用したコミュニティ施設の設置・運営、街路のバリアフリー化、集客イベント等を支援。組合と一体となって事業を行う組合員等に対しても支援を実施。

#### ○計画の認定申請

- 組合等は、事業計画の認定を国に申請。
  - ➡ 国は基本方針の認定基準に基づき審査・認定を実施。

認定にあたっては、都道府県、市町村の意見を聴取

#### ○支援措置

- 認定を受けた商店街振興組合等やその構成員である商店主などが行う商店街活性化事業に支援措置（総額 100 億円）

### 2. 支援の内容（主なものを抜粋）

#### ① 「中小商業活力向上事業補助金」の補助率を 1/2 から 2/3 に引き上げる

- 補助対象者／商店街振興組合、商工会議所、商工会、事業協同組合、NPO 法人、社会福祉法人、民間事業者等

- 補助対象事業／商業活性化の取組みのうち、下記の社会課題に対応したもの
  - (a)少子高齢化、(b)安全・安心、(c)低炭素社会構築・環境・リサイクル、(d)創業・ベンチャー、(e)地域資源・農商工連携、(f)生産性向上（集客力向上・IT化、物流効率化）
- 補助対象事業の例／
  - ・**ハード事業**：省エネ型アーケード、バリアフリー型カラー舗装、インキュベーター施設、テナントミックス店舗、街路灯、商店街休憩所、児童遊戯施設等の整備、防犯カメラ設置、電子マネー・ポイントカードシステムの導入等
  - ・**ソフト事業**：空き店舗を使ったチャレンジショップ・保育施設・高齢者交流施設・アンテナショップ等の設置・運営、AED（自動体外式除細動器）の整備、新規イベント立ち上げ事業、老朽化したアーケード撤去事業、商店街人材育成事業等
- 補助率等／補助対象経費の1／2を補助、補助上限5億円、下限100万円
  - \*地域商店街活性化法の認定を受けた事業については補助率2／3

- ② 認定を行う商店街等に土地を譲渡した者に対して、1,500万円を上限に譲渡所得の特別控除を行う  
 空き店舗にかかる土地の譲渡を促し、当該土地に魅力的な店舗を誘致するなど商店街活性化の取組を促進する。
- ③ 認定事業を行う小規模企業者に対し、設備資金貸付（無利子）の貸付割合の引き上げ（1/2→2/3以内）を行う  
 限度額についても4,000万円を6,000万円に引き上げ、償還期間は7年以内、貸付利率は無利子
- ④ 高度化融資制度が市町村に拡充  
 市町村が認定事業者に対して認定事業に必要な資金を無利子貸付する場合に、（独）中小企業基盤整備機構が当該市町村に対してその資金の一部（80%まで）を貸し付けできるようになる。
- ⑤ 商店街を対象に、人づくり、やる気の喚起、活性化ノウハウの提供など商店街の活性化を支援するための（株）全国商店街支援センターを設立

## ～ お知らせ ～

### 奈良市中心市街地活性化研究会の役員が代わられました

5月15日（金）18時30分から奈良マーチャントシードセンターにて平成21年度の奈良市中心市街地活性化研究会総会が加盟団体である中心市街地内の8商店街の代表が参加され執り行われ、新役員が次のとおり決まりました。

会長	松森 重博 氏（もちいどのセンター街理事長）
副会長	臼井 基雄 氏（下御門商店街理事長）
副会長	井岡 正浩 氏（小西通商店街理事長）
副会長	田遠 信明 氏（東向北商店街理事長）
副会長	新堂 順規 氏（三条通ショッピングモール理事長）
副会長	藤林 文和 氏（三条通り橋本商親会会長）
副会長	橋野 正雄 氏（花芝商店街会長）
副会長兼	
専務理事	上村 佳照 氏（東向商店街理事長）

また今回の総会にて、同研究会事務局も代わりましたのでお知らせいたします。

事務局は、奈良市餅飯殿町12番地 奈良もちいどのセンター街内に  
 電話 0742-22-2164 FAX 0742-27-9003



### 事務局からのお知らせ

6月12日（金）に本年度第1回目となります「第6回奈良市中心市街地活性化協議会」を奈良商工会議所内4階中ホールにて午後1時より開催いたします。  
 案件は「平成20年度事業報告並びに収支決算報告」、

続いて「平成21年度の事業計画案、並びに収支予算案」について審議をしていただきます。

審議の内容については、次回の『なら賑わい通信』第19号にて報告いたします。